

効果的な施設整備の方策・多様な財源確保のための方策等

※「次期国立大学法人等施設整備計画策定に向けた最終報告（令和2年12月）」の多様な財源の活用促進から項目を抜粋のうえ、内容を要約して記載。

（国立大学等における多様な財源確保のための方策等）

○内部留保の仕組みの構築

- ・国立大学等法人の自らの判断で戦略的に積立てができる内部留保の仕組みや法人自ら獲得した財源を次期中期目標期間に繰り越すことができる仕組みの導入。

○長期借入金の借入れ・債券発行の対象事業の更なる拡大等

- ・長期借入金の借入れ・債権発行の対象をこれまでも拡大してきたが、今後、更に対象事業を拡大するとともに、償還期間の更なる長期化についても検討。

○間接経費収入の活用促進

- ・公的研究費の間接経費収入が中長期の財源として活用できるよう、積み立てて施設更新や施設整備等に使用可能とするなど、その運用ルールの柔軟化に向けた検討。

○理解しやすい財務諸表

- ・損益外の情報を含めた表記の工夫を行うなど、多様なステークホルダーに対し、理解しやすい財務諸表となるよう改善。

（運用改善・事例の周知）

○多様な財源活用を後押しする補助事業の運用

- ・国立大学等が多様な財源を活用して施設整備を行う場合、国がその一部を支援するなど、多様な財源の活用を国が後押しする仕組みを導入。

○競争的研究資金等の直接経費の活用促進

- ・研究遂行に直接必要であり、支払いの根拠を明確にすることで、直接経費を光熱水費やスペースチャージに充てることが可能であるなど、その取扱いを整理し、情報提供等を行う。

○保有資産の有効活用等の推進

- ・地域ごとに用途制限等がかけられている場合でも都市計画制度を活用して、保有資産の有効活用に取り組んでいる事例を周知。

○他省庁も含めた多様な補助金の活用

- ・施設整備にも活用可能な国や県からの様々な補助金等について事例を周知。

＜現在検討中＞

新たな規制の特例措置

第 69 回構造改革特区推進本部（令和 4 年 1 月 11 日）において、構造改革特別区域において以下の規制の特例措置を講ずることを決定。

○ 国立大学法人が所有する土地等の貸付けの認可の届出化

地方公共団体、民間事業者等が国立大学法人の所有する土地等を活用して、革新的研究開発の社会実装に係る施設を整備する場合、当該土地等の貸付けに係る文部科学大臣の認可について、届出で可能とする。

※この他、職業能力開発短期大学校を修了した者が大学に編入学可能となる措置も実施。